令和３年（ワ）第３７８号　損害賠償請求事件（第１事件）

原　告　　[redacted]　外

被　告　　S社　外

令和４年（ワ）第３５４号　損害賠償請求事件（第２事件）

原　告　　[redacted]　外

被　告　　静岡県　外１名

準　備　書　面　（8）

令和６年１２月１２日

静岡地方裁判所沼津支部民事部合議２Ｂ係　御中

第１事件原告[redacted]、第２事件原告[redacted]、第１事件原告[redacted]、第２事件原告[redacted]、第２事件原告[redacted]、第２事件原告[redacted]、第２事件原告[redacted]、第１事件・第２事件原告[redacted]、第２事件原告[redacted]、第２事件原告[redacted]、第１事件・第２事件原告[redacted]

訴訟代理人弁護士　　池　田　直　樹

同　　吉　田　理　人

同　　小　島　寛　司

同　　辻　岡　信　也

同　　杉　田　峻　介

同　　渡　部　貴　志

同　　中　江　友　紀

訴訟複代理人弁護士　　永　田　　駿

本準備書面にて、被告Ｓ社準備書面（３）記載の「第１　被告Ｓ社らの主張」に対する反論を行う。

第１　被告Ｓ社の責任範囲について

１　被告Ｓ社は、本件盛土の造成工事について、遅くとも平成２１年３月頃時点では、Ｕ社が造成工事を行うようになっており、平成２２年７月以降は、被告Ｔ社及び訴外小澤が造成工事を行うようになっていたことから、平成２１年３月以降、訴外Ｕ社並びに被告Ｔ社及び訴外Ｚによる造成工事について、被告Ｓ社に帰責させることはできないと主張する。

しかし、以下述べるとおり、被告Ｓ社は、赤井谷における盛土造成工事の事業主体であり、被告Ｔ社、被告Ｃことｓ、訴外Ｚによる作業の状況を把握し、管理監督すべき立場にあったのであり、これらの者の行った工事についても当然責任を負う。

２　被告Ｓ社が盛土造成工事の事業主体であること

これまでも主張しているとおり、被告Ｓ社は、赤井谷への土砂の投入及び土地の造成について、平成１９年３月９日に熱海市長に対して静岡県土採取等規制条例に基づく土の採取等の届出を行い、さらに平成２１年１２月９日に同計画の変更届出を行っている。

赤井谷への土砂の投入及び造成工事は､同届出に基づき行われたものであり、被告Ｓ社は、赤井谷への土砂の投入及び造成工事につき、事業主体として、現場を適正に管理し監督する立場にあった。

３　被告Ｔ社及び被告Ｃが現場責任者であったこと

被告Ｔ社は､被告Ｓ社により平成１９年３月９日に提出された土の採取等計画届出書において現場責任者とされている（己４）。そして、被告Ｔ社の取締

役である被告沼尾が現場担当として現場に常駐していた。被告Ｎは、被告Ｓ社の取締役でもあり、被告Ｓ社と被告Ｔ社は、赤井谷の現場において、注文主と請負人の関係にあり、両社は密接な関係にあった。

被告Ｓ社は、平成２１年３月に訴外Ｕ社が造成工事を行うようになったと主張しているが、訴外Ｕ社が法人として、造成工事に関与していたか不明である。

平成２１年１２月９日にＳ社より提出された土地採取等変更届出書（己３１）では、現場責任者が、「Ｃ社　代表　Ｃ」とされている。Ｃ社の法人登記は確認できないことから、同変更届により、被告ＣことＳが、個人事業として、被告Ｓ社から現場責任者としての職務を委託されたものと考えられる。

同変更届前の平成２１年７月には、熱海市役所にて、被告Ｃに対する聴取が行われており、その時に被告ＣがＵ社の名刺を差し出したことは確認できるが（甲Ｂ８－７０）、それ以外に訴外Ｕ社が、法人として、赤井谷の造成工事に関わっていたということは確認できないのであり、上記のとおり、変更届出書において訴外Ｕ社ではなく、被告Ｃが現場責任者とされていることからすれば、赤井谷への土砂の投入及び造成工事については、訴外Ｕ社ではなく、被告Ｃが行っていたものと考えられる。

上記のように被告千葉も被告Ｔ社と同様、赤井谷における土砂の投入及び造成工事に関し、被告Ｓ社から委託を受けていた者であり、被告Ｓ社と密接な関係にあった。

４　被告Ｓ社が被告Ｃによる行為を認識していたこと

被告Ｓ社の責任範囲に関する主張は、平成２１年３月以降行われた造成工事について、被告Ｓ社の知らないところで行われたものであり、被告Ｓ社が責任を負うことはないとの主張のようであるが、上記のとおり、被告Ｓ社と被告Ｔ社、被告Ｃは密接な関係にあり、また行政の事情聴取には、被告Ｓ社の代表者である被告Ａや同社の担当者らが度々出席していたのであり、被告Ｓ社は、被

告T社もしくは被告Cが赤井谷において行った行為について当然把握していた。

被告S社は、遅くとも平成２１年３月頃時点ではU社が造成工事を行うようになっていたと主張するが、これに先立つ平成２１年１月１４日、被告S社のO氏が熱海市役所を訪れ、「赤井谷へ土砂の搬入を再開したい」「小田原の開発に伴う土砂ではなく、別のところから約５０万㎥にのぼる土砂を搬入したい」と話している（甲Ｂ８－５４）。そして、同月１９日には、同じくO氏が、熱海市に「赤井谷の工事に着手することになった」と伝え（甲Ｂ８－５５）、同月２１日、被告S社のS氏、O氏が熱海市役所にて熱海市職員と打ち合わせを行い、赤井谷にて残土処分を再開する意向を示しているのである（甲Ｂ８－５６）。

その後、同年３月頃から、赤井谷への土砂の投入が再開されるが、再開後、同年７月２日に熱海市役所にて、被告S社のS氏と被告Cが出席し、熱海市職員と打合せが行われている（甲Ｂ８―６９，７０）。同打合せにおいて、S氏は、「U社には１ｈａを超えると林地開発になることを話してあり、土採取の申請面積（０．９４ｈａ）以内で作業するよう指示している」と発言しており、被告千葉による土砂投入が、被告S社の指示によるものであることを認めている。そして、その後に提出された土の採取等変更届出書において、被告Cが現場責任者とされている。

これらの経緯に照らせば、平成２１年３月から被告千葉によって行われた赤井谷への土砂の投入自体、被告S社の指示のもとに行われたことが明らかであり、被告S社は、被告Cによる土砂の投入及び造成工事を認識し、認容していたものである。

５　被告S社が被告T社び訴外Zによる行為を認識していたこと

被告S社は、平成２２年７月以降、被告T社及び被告Zが、被告S社に秘匿して造成工事を行ったと主張する。

赤井谷の現場に出入りしていた被告T社の担当者は被告Nであるが、被告N

は、被告S社の取締役でもある。したがって、被告S社の取締役によって行われた造成工事について、被告S社が認識していなかったと評価することなどそもそもできない。

また、平成２２年７月以降の土砂の搬入について、被告千葉は、「Aさん、T社役員のNさん、有限会社Sという会社をやっているZさんと私とで４人でミーティングを行い工期について相談し、９月１０日までに仕上げて完了することで合意していました。」「木くずは８月２５日と２６日とで搬入されたと思われます。Zさんは Aさんから頼まれて搬入していたと話していました。」「Zさんの話によると、木くずはS社のもので、I社がストックしていたものらしいです。」などと説明している（甲Ｂ８－１０７、事実申立書)。

当該説明によれば、平成２２年７月以降の土砂の搬入についても、被告新S社の指示のもとに行われたものであると考えられる。

さらに、平成２２年９月９日、被告S社代表の被告Aが、熱海市職員と面談を行っているが、同面談において、被告Aは、「８月１３日に、赤井谷の残土処分についてN、C、Zを集めて、検査を完了させるという確約を取った。」「改良剤を入れたという報告はZからも受けている。」と話しており、訴外Zも、被告S社の指示のもと、赤井谷の現場に関わり、被告S社の指揮監督下にあったことが認められる。また、同面談の際に、被告Aは、「現場の工事は、Nの指示のもとに行われている。NはS社の人間。私の代理人。現場の決定権はNにある」とも発言しており、被告Nが被告S社の人間として、赤井谷に関わっていることも認めている。

このような事情からすれば、平成２２年７月以降の被告T社及び訴外Zによる土砂の投入及び造成工事についても、全て被告S社の指示のもとに行われていたことが強く推認され、被告T社及び訴外Zによる行為についても、被告S社は認識し、認容していたものといえる。

6　被告S社の責任範囲

以上述べてきたとおり、被告S社は、平成２１年３月以降の被告C、被告T社､訴外Zによる土砂の投入及び造成工事を認識し､認容していたものであり、これらの者による行為についても当然に責任を負う。

また、仮にこれらの者の行った行為の一部に、被告S社の認識していない行為があったとしても、被告S社は、土の採取等の事業主体として、赤井谷の現場における工事が適正に行われるよう管理監督すべき立場にあり、同工事のために、被告T社、被告C、訴外Zを使役して現場作業をさせていたのであり、これらの者に対して適正な指揮監督をすべき立場にあった。したがって、これらの者が違法な土砂の投入等を行いそれが放置されたというのであれば、被告S社の現場の管理監督義務の懈怠もしくは使役者に対する指揮監督義務の懈怠を意味するのであり、被告S社に注意義務違反があったことは否定できない。

したがって、被告T社、被告C、訴外Zが行った赤井谷への土砂の投入及び造成工事についても、その全体につき被告S社が当然責任を負うものである。

第２　本件土石流による被害発生の予見可能性

被告S社は、赤井谷おける盛土行為に関し、被告静岡県及び被告熱海市の担当者と適宜相談しながら、その要求された行政手続き及び土の採取等計画届出書を随時履践し、その指導等にも従っており、本件盛土が崩落し、甚大な損害を発生させることなど予見できなかったと主張する。

しかしながら、本件は、赤井谷という谷筋の地形に大量の土砂を投入したという事案であり、被告S社は、自ら届出た工法すら無視して、大量かつ広範囲に土砂を投入している。

そもそも谷筋は、谷底に水が集まり流れ下る地形であり、谷筋を盛土により埋め立てるという行為自体が、盛土崩落を起こす潜在的な危険を有するものといえ、傾斜がきつければその危険性はさらに増大するのであり、盛土による埋

め立てに適さない土地だといえる。

本件では、赤井谷に盛土を行うにあたり、被告S社が平成１９年３月９日に提出した土の採取等計画届出書では、土留めのためにロックフィルダムという堅牢な構造物を建造する計画となっていた。これは、上記のように、土砂の投入場所が急峻な谷筋という土石流の潜在的危険性の高い場所であることを意識したものと考えられるが、結局、土留めのためのロックフィルダムは作られることはなく、その後の変更届出により、土留めの工法は土堰堤に変更された

さらに、平成２１年１２月９日に提出された土地の採取等変更届出書に記載された盛土量は、３万６６４０．３４㎥とされていたが、最終的に赤井谷に投入された実際の盛土量は約７万㎥であり、届出の量の約２倍の盛土が行われている。そして、同変更届出は、盛土の高さも、標高３６５mから３８０mまでの１５メートルとされているが、実際には、標高３５０m付近から４０５m付近まで、５０mを超える高さの盛土がされている。

急峻な谷筋という土石流の潜在的な危険を有する土地に、自ら提出した届出書をも無視して大量に土砂を投入すれば、大規模な土石流が発生することは、容易に予見できたものであり、かつ予見すべきであったといえる。

したがって、被告S社が、盛土の崩落と甚大な被害の発生について予見可能性がなかったものとはいえない。

この点、被告S社は防災工事に関するものも含め行政の指導にしたがって工事をしており、大規模な災害の発生を予見できなかったという。しかし、行政は、現場で常時作業を監視しているわけではなく、実際の工事内容について正確に把握しているわけでもない。したがって、行政の指導が事業の安全性を完全に担保しているわけではない。実際の工事の内容及び工事現場の状況を最も把握しているのは事業者であり、行政の指導にしたがったからといって、事業者が免責されたり、事業者の予見可能性が否定されるわけではない。

さらに、被告S社は、本件土石流は、未曽有の降雨被害だけでなく、これに

伴い生じた膨大な表流水が本件盛土の法先に集中的に落下し続けるという通常想定し難い機序により発生したものであり、予見可能性がないと主張する。しかし、不法行為における過失の根拠となる予見可能性については、実際に損害が生じるに至る精密な機序についての予見可能性まで求められるわけではなく、因果経過の基本的な部分について、予見できればそれで足りるものというべきである。

本件の場合、台風や集中豪雨によって大量の水が赤井谷に流れ込むことによって、安全対策が十分に取られることなく大量に投入された盛土が崩落し、大規模な土石流が発生するという事態が予見できれば、予見可能性は肯定されるのであり、本件において、このような事態は十分に予見可能であったといえる。さらに、豪雨の際に表流水が谷筋に流れ込むこと自体は、十分に想定可能であり、本件土石流が通常想定し難い機序によって発生したというわけではない。

第３　結果回避可能性

被告Ｓ社は、本件土石流が（ⅰ）本来であれば、鳴沢川流域に流れるべき大量の表流水が、本件盛土の法先に集中して落下し続け、その結果、当該部分のみが先行して崩壊し、（ⅱ）法先部分の崩壊に連動して、その上部分が崩落し、（ⅲ）これら崩落した土砂が、さらに大量に落下し続ける表流水に押し出される形で、逢初川下流域の民家に到達し被害を発生させたものであり、本件盛土自体において、いかなる防災工事がなされていたとしても、本件盛土の法先に大量の表流水が落下し続けることを回避できない限り、その法先部分の崩壊、ひいては連動する上部の崩落も回避できず、結果回避可能性がなかったと主張する。

この点、集中豪雨により大量の表流水が発生すること自体は、異常なことではなく、想定し得る事態である。また、赤井谷はもともと急峻な谷筋なのであり、豪雨により生じた表流水が赤井谷に投入した盛土の法先に集中することも

容易に想定し得た事態である。

したがって、被告S社が指摘する本件崩落の発生機序は、異常なものではなく、事前に想定できなかったものではない。

このような大雨による雨水の集中によって土石流等の災害が生じることを防ぐために、盛土に関して、盛土高さ及び勾配の制限や堰堤の設置、段切り、転圧、排水対策等の各技術規制がなされているのであり、被告S社が技術規制を遵守していれば、本件崩落を防げたものである。

しかし、被告S社は、そもそもこのような規制を遵守していない。

盛土の高さは、規制値（盛土高１５ｍ）の３倍以上である５０ｍを超え、盛土の崩落を防ぐための満足な堰堤もなかった。本件盛土の崩落及び土石流は、被告S社が、適切な堰堤の設置や段切り、転圧、排水対策等の安全対策を怠り、杜撰な管理のもと大量の土砂を投入し盛土を行ったことを原因として生じたものである。被告S社が技術規制を遵守し、適切な工事を行っていれば、本件土石流の発生はなかったといえるのであり、結果回避可能性がなかったとは認められない。

以上